「

		—アルデヒドアルコール、アルデヒドエーテル、アルデヒドフェノール及び他の酸素官能基を有するアルデヒド			
2912.41	000	——バニリン（４—ヒドロキシ—３—メトキシベンズアルデヒド）		KG	」に

改める。

輸出統計品目表第二九・四・一一号を削る。

輸出統計品目表第二九・一六・一五号の次に次の一号を加える。

2916.16	000	——ビナパクリル（ＩＳＯ）		KG	

輸出統計品目表第二九・一六・二五号及び第二九・一六・二六号を削る。

輸出統計品目表第二九・二一項を次のように改める。

29.31		その他のオルガノインオルガニック化合物			
2931.10	000	—テトラメチル鉛及びテトラエチル鉛		KG	
2931.20	000	—トリブチルすず化合物		KG	
2931.90	000	—その他のもの		KG	

輸出統計品目表第二九・二二項中

「

		—ラクトン			
2932.21	000	——クマリン、メチルクマリン及びエチルクマリン		KG	
2932.29	000	——その他のラクトン		KG	」を

「

2932.20	000	—ラクトン		KG	」に

改める。

輸出統計品目表第二九・三七項中

「

		—カテコールアミンホルモン並びにその誘導体及び構造類似物			
2937.31	000	——エピネフリン		GR	
2937.39	000	——その他のもの		GR	
2937.40	000	—アミノ酸誘導体		GR	」を

削る。

輸出統計品目表第二九・三九・四三号の次に次の一号を加える。

2939.44	000	——ノルエフェドリン及びその塩		KG	

輸出統計品目表第三〇類の注１中(g)を(h)とし、(f)を(g)とし、(e)を(f)とし、(d)を(e)とし、(c)を(d)とし、(b)を(c)とし、(a)の次に次のように加える。

(b)　喫煙者の禁煙補助用の調製品（例えば、錠剤、チューインガム及びパッチ(経皮投与剤)）（第21.06項及び第38.24項参照）

輸出統計品目表第三〇類の注２を次のように改める。

２　第30.02項において「免疫産品」とは、単クローン抗体（ＭＡＢ）、抗体フラグメント、抗体複合体、抗体フラグメント複合体、インターロイキン、インターフェロン（ＩＦＮ）、ケモカイン、ある種の腫瘍壊死因子（ＴＮＦ）、成長因子（ＧＦ）、赤血球生成促進因子、コロニー刺激因子（ＣＳＦ）その他の免疫学的過程の制御に直接関与するペプチド及びたんぱく質（第29.37項の物品を除く。）をいう。

輸出統計品目表第三〇・〇一項中「変性免疫産品（」を「免疫産品（変性したものであるかないか又は」に改める。

輸出統計品目表第三七〇一・五一号を削り、同表第三七〇一・五二号中「で、長さが14メートルを超えるもの」を「のもの」に改める。

輸出統計品目表第三七・〇一項中

「

3702.91	000	——幅が16ミリメートル以下のもの	SM	M	
3702.93	000	——幅が16ミリメートルを超え35ミリメートル以下で、長さが30メートル以下のもの	SM	M	
3702.94	000	——幅が16ミリメートルを超え35ミリメートル以下で、長さが30メートルを超えるもの	SM	M	
3702.95	000	——幅が35ミリメートルを超えるもの	SM	M	」を

「

3702.96	000	——幅が35ミリメートル以下で、長さが30メートル以下のもの	SM	M	
3702.97	000	——幅が35ミリメートル以下で、長さが30メートルを超えるもの	SM	M	
3702.98	000	——幅が35ミリメートルを超えるもの	SM	M	」に

改める。

輸出統計品目表第三八類の注３(d)中「修正液」の下に「及び修正テープ(第96.12項のものを除く。)」を加え、同注に次のように加える。

７　第38.26項において「バイオディーゼル」とは、動物性又は植物性の油脂（使用済みであるかないかを問わない。)から得た燃料として使用する種類の脂肪酸モノアルキルエステルをいう。

輸出統計品目表第三八類の号注１中「ディルドリン（ＩＳＯ、ＩＮＮ)」の下に「、４・６—ジニトロ—オルト—クレゾール（ＤＮＯＣ（ＩＳＯ))及びその塩」を、「ペンタクロロフェノール(ＩＳＯ)」の下に「並びにその塩及びエステル」を加え、「並びに２・４・５—Ｔ（ＩＳＯ)」を「、２・４・５—Ｔ（ＩＳＯ)」に改め、「(２・４・５—トリクロロフェノキシ酢酸）並びにその塩及びエステル」の下に「並びにトリブチルすず化合物」を加え、同号注１に次のように加える。

第3808.50号には、ベノミル（ＩＳＯ)、カルボフラン（ＩＳＯ）及びチラム（ＩＳＯ）の混合物を含有する散布可能な粉末状の製剤をも含む。

輸出統計品目表第三八・一三五項の次に次の一項を加える。

38.26					
3826.00	000	バイオディーゼル及びその混合物（石油又は歴青油の含有量が全重量の70%未満のものに限る。）	KL	KG	

輸出統計品目表第四一〇一・一三〇号中「原皮（」の下に「スプリットしてないもので、」を加える。

輸出統計品目表第四一二類の注中３を４とし、同注２(A)中「１」を「２」に改め、同注中２を３とし、１を２とし、同注に１として次のように加える。

１　この類において「革」には、シャモア革（革を含む。)、パテントレザー、パテントラミネーテッドレザー及びメタライズドレザーを含む。

輸出統計品目表第四一・〇一項中「、コンポジションレザー製又はパテントレザー製」を「又はコンポジションレザー製」に改める。

輸出統計品目表第四四類の号注中１を２とし、同号注に１として次のように加える。

１　第4401.31号において「木質ペレット」とは、木材機械加工業、家具製造業その他の木材加工業において生ずる副産物（例えば、削りくず、のこくず及びチップ）で、直接圧縮すること又は全重量の３%以下の結合剤を加えることにより凝結させたもの（直径が25ミリメートル以下で、長さが100ミリメートル以下の円筒状の物品に限る。)をいう。

輸出統計品目表第四四・〇一項中

「

4401.30	000	—のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。）		MT	」を